

税務・会計便り

～中小企業における所得拡大促進税制～

中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置の見直しが行われた上で、その適用期間が1年間延長されました。

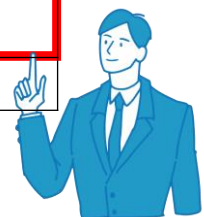
令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に
開始する事業年度について適用

最大の税額控除額が給与等支給増加額の40%へ拡充



項目		改正前	改正後
適用要件		適用年度の雇用者給与等支給額 ≥ 比較雇用者給与等支給額 × 101.5%	変更なし
税額控除	上乗せなし	控除対象雇用者給与等支給増加額 (※1) × 15%	変更なし
	上乗せ加算	①適用年度の雇用者給与等支給額 ≥ 比較雇用者給与等支給額 × 102.5%	15%加算
		A: 適用年度の教育訓練費の額 ≥ 前年度の教育訓練費の額 × 110%	10%加算
		B: 適用年度終了の日までに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、その計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして照明がされたこと	Bの要件がなくなった
最大控除率	25%	40%	
控除上限		適用年度の法人税額の20%を上限	変更なし

(※1) 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額



留意点として

- ☑ 教育訓練費に係る税額控除の上乗せ措置の適用を受ける際、改正前は教育訓練費の明細を記載した書類の確定申告書への添付が必要であったが改正後は保存義務へと変更されました。
- ☑ 控除額の上乗せに関する要件のうち、経営力向上計画の認定に係る要件が無くなりました。
- ☑ 中小企業における所得拡大促進税制の適用要件を満たさない場合においても、継続雇用者に対する給与等が増加しているときは、「大企業向けの賃上げ税制」の適用の可能性があります。(給与等の増加割合が対前年%1.5未満であるものの、対前年を上回っており、かつ、継続雇用者への給与等の増加割合が対前年3%以上の場合)
- ☑ 法人住民税の計算においても税額控除の適用があります。